



あかまつ

令和5年度

第5号

令和5年5月11日

《学校教育目標》 夢に向かって 本気で チャレンジ! 笑顔の花さく 南っ子

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の分類が、5月8日からインフルエンザと同じ5類に移行しました。これに伴い、今までは「行政が法律に基づき様々な要請・関与をしていくしくみ」だったものが、「個人の選択を尊重し、県民の自主的な取り組みを基本としたもの」に変わりました。

マスクの着用等も、個人の判断となります。学校では、換気や手洗い等の感染防止対策を継続していきます。

出席停止期間は、

**「発症後5日を経過し、かつ、
症状が軽快した後1日を経過するまで」**です。

【例】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
症状あり 発症後 1日目に 症状軽快の 場合	発症日	軽快	軽快	軽快	軽快	軽快	登校可			
	出席停止期間									
症状あり 発症後 5日目に 症状が続い ている場合	発症日	症状有	症状有	症状有	症状有	症状有	軽快	自宅 安静	登校 可	
	出席停止期間									
症状なし	検体 採取日	出席停止期間					登校可			
	途中で症状が出た場合は、症状軽快後24時間程度経過後に登校可									

※濃厚接触者の特定は行われません。

※ご家族に陽性者がいても、児童本人の体調に問題がなければ登校させてもかまいません。

※児童に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理をさせず、医療機関にご相談するようお願いします。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨するとのことでした。

※ご心配なことがある場合は、学校（88-2111）にご連絡ください。

